

3月分給与(4月に保険料納付)より社保(健康保険と介護保険)の料率がUPします!
また、4月分給与より雇用保険料の料率は下がります! 給与計算の際にご注意下さい。



「社保に加入しない業者は建設業法による監督処分(1年以内の営業停止処分)に!」という信じられない行政の動きが分かってきました。

報じられる所によると、国交省の検討会は2/23

に「保険未加入企業の排除策」を出しました。国交省は今夏から実行に移し5年後までにすべての建設業許可業者に社保加入を求めるとの事です。具体的には今年から4年間

「パート等の時給単価で最も低い賃金を、4年以内に800円以上に引き上げる計画(1年につき40円以上)を作り、労働者の意見を聞いて就業規則の整備や能率の向上に役立つ研修や設備・器具・車両の購入を行うとその費用の半分(5~100万円)を補助する」という「業務改善助成金」をご存じでしょうか? 昨年9月から実質的に始まった制度ですが、昨年度分は3ヵ月後の11月で受付を締め切り、大分県では8件のみの申請だった

「社保に加入しない業者は建設業法による監督処分(1年以内の営業停止処分)に!」という信じられない行政の動きが分かってきました。

**社保未加入の営業停止と下請
建設業者は…営業停止排除へ!**

を「周知啓発」「加入指導」「加入者の優先活用」とし、許可更新時の添付書類に加入状況を記載する書面を追加し、事業所への立入検査で確認する…それでも加入しない場合は建設業法28条の「他法令違反」と見

なし指示処分を行い、それでも従わない時は「1年以内の営業停止処分」にする…元請には工事現場で下請の加入状況を確認・指導させ、5年後からは未加入業者とは契約せず、作業員の現場入場を認めないようにさせる…との極めて厳しい内容です。



**最賃の時給車両等の購入に半額
800円UPで車両の購入補助!**

といいます(大分労働局賃金室)。社労士への事務連絡では、平成24年度も継続されこの3月から交付申請の受付を開始するとの事です。賃金UPの実績は「交付決定通知」後3ヵ月間必要ですし、営業車やパワコン等の購入も「交付決定」後にを行う等の条件がありますが、社労士の手数料も半額補助の対象になっており、とても利用しやすい返還不要の助成金です。詳細は近日中に!



当事務所は3/19(月)に臨時休業致します。このため、3/17(土)~20(火=祝日)が連休に。
★「弁護士・西馬 成功のヒント!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★